

【回答】

社会保険の資格取得時の標準報酬月額について、月、週その他の一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定するものと定められています（厚生年金保険法第二十二条第1項第1号）。

質問のケースでは、入社日（社会保険の資格取得日）においては企業型DCの資格取得をしておらず、入社日時点の給与額が資格取得時の報酬となるため、DC掛金控除前の報酬月額をもとに、標準報酬月額を決定することとなります。

なお、選択制の場合、制度の導入と同時にDC掛金の拠出を開始したことにより標準報酬月額に2等級以上の変動がある場合は報酬月額変更には該当しますが、今回のケースでは、翌月に企業型DCの資格を取得しDC掛金控除により給与額の変動があったとしても、掛金の拠出については従業員の選択のみにより変動することから、報酬月額変更には該当しません。